コーポレートガバナンス

基本的な考え方・体制

当社は、コーポレートガバナンスを、当社グループの企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する仕組みであり、経営上最も重要な課題の一つと位置づけています。

当社は、「住友の事業精神」を基本とした「SMMグループ経営理念」を定めており、コーポレートガバナンスの充実に努めることにより、「SMMグループ経営理念」の達成に向けて効率的かつ健全な企業活動を行い、社会への貢献と株主をはじめとするステークホルダーへの責任を果たしていきます。

コーポレートガバナンスに関する基本方針の策定

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や、ステークホルダーとの関係、ガバナンスの体制などコーポレートガバナンスの枠組みをまとめた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しています。詳しくは、以下の当社ウェブサイトをご確認ください。

WEB https://www.smm.co.jp/ir/management/governance_policy/

■ コーポレートガバナンス体制

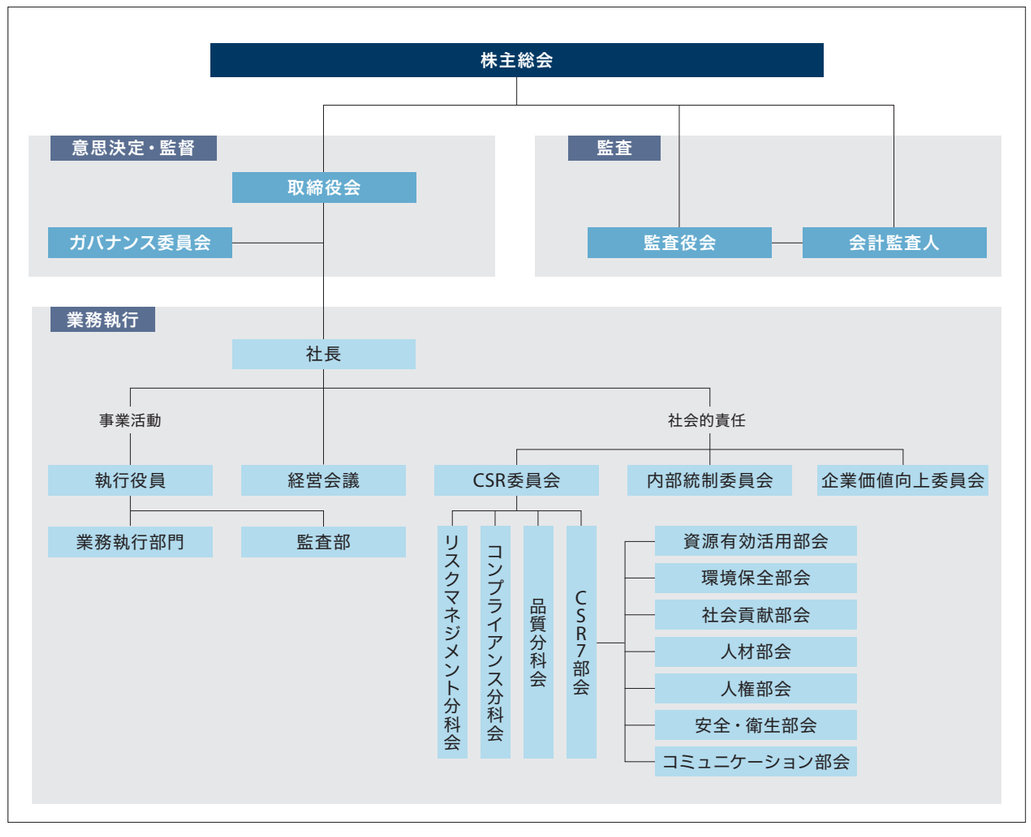

意思決定・監督体制

取締役・取締役会

取締役は8名のうち3名を社外取締役とし、監査役は常勤の監査役2名および社外監査役2名としています。

取締役会のあるべき姿について

当社は、資源・製錬・材料の3事業をコアビジネスと位置付け、長期ビジョン「世界の非鉄リーダー」を目指しています。これらの事業はいずれも非鉄金属に関わる事業であり相互に有機的な関連を持ち、多様な経営課題に対して取締役会が自ら意思決定を行える事業内容と規模であると考えています。また、現在強化を図っている3事業間の連携という面でも、各事業に強い独立性を与えて独自の意思決定を認めるよりも、取締役会自らが総合的に意思決定を行うことが会社の成長をより促すことにつながると考えています。そのため、執行全体を事後的に監督するモニタリング・モデルではなく、マネジメント・モデルを原則として採ることが当社のガバナンスとして適していると考えています。

また、当社グループの事業の特性上、経営基盤（特にコンプライアンス、安全、環境）の強化が重要であり、監査役が取締役や執行役員などに対して忌憚なく課題を指摘できる体制を整えておく必要があると考えます。この点から、独任制という権限の保障された監査役が、4年間にわたり安定して監査機能を発揮することが期待できる監査役会設置会社の機関設計を採用しています。なお、監査役には取締役会の決定事項に関する招集権および取締役会の議決権がなく、その結果として取締役の解任提案を取締役会に対してすることができないことが監査役会設置会社の課題であると認識しています。この課題に対しては、複数（3分の1以上）の社外取締役を設置し、ガバナンス委員会委員に就任いただき、ガバナンス委員会において取締役および執行役員等の選解任を取り扱うことにより課題を乗り越えるべく取り組んでいます。

ガバナンス委員会

執行役員でない取締役会長1名および独立社外取締役3名で構成され、取締役、執行役員等の指名や報酬の決定などのコーポレートガバナンス上の重要事項について、社長に対して客観的な立場から助言を行うことを目的として設置しています。

委員長は社外取締役の中野和久が務めています。

社外取締役および社外監査役の役割・機能

社外取締役には、アドバイザリー機能とモニタリング機能の2つを期待しています。

アドバイザリー機能に関しては、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、自らの経験等を背景に当社の従来の考え方や枠組みにとらわれることなく助言および判断いただき、取締役会の意思決定の質が高まることを期待しています。

モニタリング機能に関しては、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えています。

社外監査役には、経営の健全性の確保および中長期的な企業価値の向上を図るため、常勤の監査役と十分な連携を行いながら、自らの財務・会計・法務をはじめとする専門分野の知見、経験等に基づき、実効的な監査を行っていただくことを期待しています。

また、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しています。

当社は、社外取締役および社外監査役全員を株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として届け出ています。なお、当社が定める独立性基準については、以下の当社ウェブサイトで公表しています。

WEB https://www.smm.co.jp/ir/management/governance_policy/

監査体制

監査役・監査役会

監査役は4名（常勤の監査役2名および社外監査役2名）で構成されています。当社出身の常勤の監査役は社内の情報を的確かつタイムリーに収集し、これに基づき的確な監査を実施する一方で、独立社外監査役は様々な専門分野や多角的な視点を活かした監査を実施しています。

各監査役は、経営の健全性の確保および当社の企業価値の向上を図るため、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所等において業務および財産の状況を調査します。

内部監査部門、会計監査人と監査役の連携

内部監査部門である監査部は、当社グループ全体を対象として業務執行の監査を定期的に行っています。

監査部は、監査役に対しては監査計画の説明をはじめ、適宜情報を提供しています。一方、監査役も、監査役会で決定した監査計画を監査部に提供し、監査部の監査には随時立ち会うほか、執行役員や部門長に対する内部監査結果の報告会に同席しており、2020年度は14回出席しました。会計監査人は現在、有限責任 あずさ監査法人が務めており、独立監査人として会計監査および内部統制監査を実施しています。会計監査人と監査役の間でも、監査役が監査計画を会計監査人に提供し、会計監査人から監査計画の説明、四半期レビュー報告および監査結果の報告を受けるなど、連携を図っています。

■ 社外取締役・社外監査役

	選任理由	出席状況
社外取締役 中野 和久	会社経営および資源事業に関する豊富な知識と経験を有しております。同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特に資源事業および製錬事業等における長期にわたるプロジェクトならびに全体的な計画等に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことによりその質が高まることを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えています。同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員長として上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役に選任しています。	2020年度開催の取締役会15回（定時12回、臨時3回）のすべてに出席しています。
社外取締役 石井 妙子	弁護士として特に労働分野をはじめとする豊富な専門知識と経験を有しております。同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特にコンプライアンスや人事・労務関連分野の助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことによりその質が高まることを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えています。同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員として、上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役に選任しています。	2020年度開催の取締役会15回（定時12回、臨時3回）のすべてに出席しています。
社外取締役 木下 学	会社経営およびデジタルビジネスに関する豊富な知識と経験を有しております。同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特に事業環境の変化が著しい材料事業やデジタル分野に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことによりその質が高まることを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えています。同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員として、上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役に選任しています。	取締役就任後、2020年度開催の取締役会11回(定時9回、臨時2回）のすべてに出席しています。
社外監査役 吉田 亙	金融機関における豊富な経験と会社経営に関する知見を有しております。同氏には、当社グループの経営の健全性の確保および中長期的な企業価値の向上を図るため、常勤の監査役と十分な連携を行いながら、ご自身の知見、経験等に基づき、特に財務や海外プロジェクトに関して実効的な監査を行っていただくことを期待しています。また、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しております。同氏には、社外監査役として上記の役割を果たしていただいているため、社外監査役に選任しています。	監査役就任後、2020年度開催の取締役会11回（定時9回、臨時2回）のすべてに出席し、また、2020年度開催の監査役会11回のすべてに出席しています。
社外監査役 若松 昭司	監査法人における長年にわたる監査の経験および会計に関する豊富な知識を有しております。同氏には、当社グループの経営の健全性の確保および中長期的な企業価値の向上を図るため、常勤の監査役と十分な連携を行いながら、ご自身の知見、経験等に基づき、特に会計分野で実効的な監査を行っていただくことを期待しております。また、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しております。同氏には、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、監査法人の経営に関与したことがあり、上記の理由とあわせて、社外監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるために、社外監査役に選任しています。	2021年6月開催の定時株主総会で新たに選任されました。

業務執行体制

執行役員制度

取締役会は、法令および定款に従い、社長や執行役員に対して業務執行の決定を委ねるとともに、社長や執行役員の職務執行の状況を監督します。

執行役員は取締役会で選任され、事業部門長、本社部室長など重要な職位や固有の権限を付与されています。

稟議制度と経営会議

業務の意思決定にあたっては、稟議制度等を通じて審査し決裁を行うことを基本とし、審議を必要とする経営上の重要事項については経営会議を開催し、多角的な視点から合理的な経営判断と慎重な意思決定を行っています。

経営会議は、社長および経営企画部所管執行役員その他関係執行役員等を構成メンバーとし、会長、社外取締役および監査役も出席することができます。取締役会決議事項および社長決裁事項のうち審議を要すると判断されるものについて広い観点から審議を行い、取締役会への上程の可否を決定するとともに、社長による決裁を支援する機能を果たしています。

投資や出資の際には、差別、強制労働、児童労働といった人権問題や、政治制度、経済、治安、地域特有の疾病、労務問題、宗教上の制限、地元社会への影響等のリスクに関して、プロジェクトリスクチェック表を用いて経営会議をはじめとする各種会議体で審議を実施。2020年度に経営会議に提案された新規の投資協定は2件あり、人権問題のスクリーニングを実施し、問題のないことを確認しました。撤退案件はありませんでした。引き続き定期的にモニタリングをしています。

CSR委員会

詳細は、P.64〜65をご参照ください。

企業価値向上委員会

当社グループは、資源・製錬事業、材料事業における一定の投資額や期待利益額を上回るプロジェクトを大型プロジェクトと位置付けています。

大型プロジェクトの絞り込みから見極めまでの「種まき」、プロジェクトの機関決定から対象事業工事などの完工までの「植付け」、対象事業の生産開始から設計能力の達成までを「育成」、そして対象事業のフル生産による継続実証までを「刈取り」案件と分類し、それぞれについて、「企業価値向上委員会」を中心として、プロジェクトの進捗状況の報告を受け、その場で適切な助言・指示を行っています。 企業価値向上委員会は、社長を委員長とし、事業本部長、同副本部長、技術本部長、工務本部長および関係する本社部門長を委員として、年2回の定例委員会が開催されています。

内部統制委員会

当社グループでは、内部統制システムを当社グループの企業価値を向上させ持続的な成長を確保するための重要なツールであると考え、内部統制システムの整備・運用状況を監督していくための「内部統制委員会」を設置しています。

内部統制委員会は、社長を委員長、監査部所管執行役員を副委員長、監査部長をはじめとした関係する本社部門長を委員として運営され、内部統制システムの構築とその維持、改善を図っています。

取締役の報酬の基本方針と手続、監査役の報酬の手続

1) 取締役の報酬の基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ならびに経営基盤の強化、維持に資するインセンティブとして十分機能するよう、当社の事業構造を踏まえ、中長期の目標達成のためにモチベーションが上がるよう設計した、業績と連動した報酬制度とします。個々の取締役の報酬の決定に際しては、公平性を期すために、あらかじめ決められた計算式に則って報酬額を導き出すこととしており、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬および賞与とします。基本報酬は、固定報酬（業績連動報酬等および非金銭報酬等のいずれでもないもの）および業績連動報酬等により構成し、賞与は業績連動報酬等とします。社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし賞与は支給しません。基本報酬は、個人ごとの年額を算出し月割りで毎月支給し、賞与は、定時株主総会で承認を得た後に年1回支給します。

詳しくは、以下の当社ウェブサイトをご確認ください。

WEB https://www.smm.co.jp/ir/management/governance_policy/

2) 監査役の報酬等の額の具体的な決定手続

監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定します。

■ 2020年度取締役および監査役の報酬

役員区分	報酬等の総額	基本報酬等			役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	315百万円	197百万円	118百万円	—	6名
監査役（社外監査役を除く）	64百万円	64百万円	—	—	2名
社外取締役	41百万円	41百万円	—	—	4名
社外監査役	23百万円	23百万円	—	—	3名

（注）上記のほか、使用人兼務取締役2名に対する使用人分給与として31百万円を支給しています。

業績連動報酬等に関する事項

業績指標は、「連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）」、「部門業績（ROA（総資産利益率）、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益）」、「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」および「安全成績（労働災害の件数）」等を採用しています。当該指標を選択した理由は、連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）については、企業経営の評価指標としており長期ビジョンにおいて会社が到達すべき利益目標としているためです。部門業績（ROA（総資産利益率）、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益）については、資産効率、キャッシュ・フローおよび利益の絶対額という3つの基準でバランスよく評価するためです。中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度については、持続的な企業価値向上の実現のためには、中長期的な視点で着実に計画を遂行していく必要があるためです。安全成績については、鉱山業および製錬業を含む製造業を営む企業として、安全の確保を経営の基本と考えているためです。

業績連動報酬等の金額の決定方法

業績連動報酬等の額は、職位別業績連動報酬等の額に個人別業績反映額を加えて算定します。

各算定方法の詳細：コーポレートガバナンス報告書「業績連動報酬等の金額の決定方法」をご参照ください。

WEB https://www.smm.co.jp/ir/management/governance

■ 当社のガバナンスの変遷

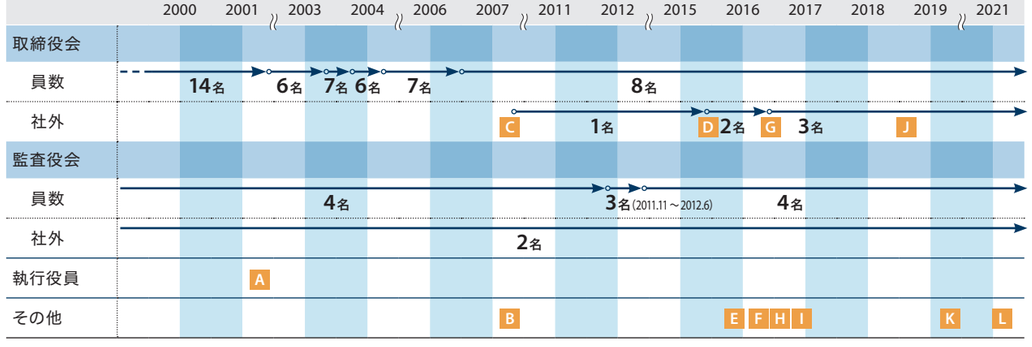

2001年 6月 **執行役員制度の導入** A
経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離を図り、それぞれの機能の一層の充実・強化を目的とした経営体制の見直し

2007年 2月 **買収防衛策の導入** B
当社の企業価値、株主共同の利益を守るための仕組みを導入

2007年 6月 **社外取締役の設置** C
独立した外部の取締役による客観的な経営判断を通じて、コーポレートガバナンスの強化を図るため、社外取締役1名を選任
経営責任を明確化し、取締役の任期を2年から1年に変更

2015年 6月 **社外取締役2名体制** D

2015年11月 **ガバナンス委員会を設置し、取締役会の実効性の評価を実施** E
取締役等の指名や報酬の決定などのコーポレートガバナンス上の重要事項に対して、執行役員でない取締役会長や社外取締役という客観的な立場から助言を得ることを目的に、任意の委員会であるガバナンス委員会を設置
2015年度から毎年度、取締役会の実効性を分析・評価する

2016年 2月 **「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定** F
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示す

2016年 6月 **社外取締役3名体制** G
取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役とし、3名体制とする

2016年 8月 **社外役員協議会開催** H
社外役員の情報交換・認識共有の機会を確保するため、社外役員のみが出席する懇談の場として社外役員協議会の開催を開始

2016年12月 **取締役会のあるべき姿の議論** I
当社取締役会のあるべき姿について取締役会で議論し、意思決定機能を重視した取締役会を志向していくことなどを確認

2018年 6月 **女性取締役を選任** J
社外取締役として初めて女性取締役を選任

2019年 9月 **ガバナンス委員会の委員長を選定** K
社外取締役を委員長に選定

2021年 6月 **相談役制度を廃止** L

ガバナンス強化への取り組み

当社では、コーポレートガバナンスを経営上最も重要な課題の一つと位置付け、その強化に取り組んでいます。

今後も、当社は、より良いコーポレートガバナンスを実現するため、法令改正や社会情勢などを踏まえ、常に現在の状況を見直し、改善・深化を図っていきます。2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードについても現在対応を検討中です。

取締役会の実効性評価の概要

毎年、取締役会は、外部の第三者機関の協力を得て、取締役および監査役に対するアンケートを作成し、実施しています。2020年度の取締役会の実効性の評価は、評価開始から6回目となることから、第三者機関であるボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社に分析・評価の支援を委託して行いました。評価にあたっては、アンケートおよびインタビューを実施し、第三者機関が取締役会において実効性向上に関する提案も含めて報告を行いました。

取締役会は、第三者機関による分析結果および2016年度に確認した「取締役会のあるべき姿（意思決定機能を重視した取締役会を志向していく）」に基づき、実効性について審議し、その評価と今後の対応について確認しました。

2020年度の評価の結果と今後の取り組み

1）質問票への回答およびインタビューの結果

取締役会の実効性に関わる主要な項目のほとんどにおいて総じて高い評価となりました。

特に、「取締役会の役割・機能」については「意思決定を重視し、意思決定を通じた監督を行う取締役会」を目指すことが共有されていること、「取締役会の運営状況」については執行側の会議（事務会議、経営会議）での議論を経て、最終的に取締役会に上程されており、その意思決定プロセスは適切であり、また、当該プロセスにおいて十分な議論が行われていること、取締役会およびガバナンス委員会においてはオープンで活発な議論がなされていること、および「取締役会の規模・構成」については事業規模や活発な議論と意思決定の観点から適切な規模・構成割合であり、知見・経験の観点から適切なメンバー構成であることを確認しました。

一方で、人材（人材確保、経営人材の育成、女性の活躍推進など）に関する取締役会での審議は、2019年度実効性評価において課題であるとしたものの、十分ではないと考えられていることを確認しました。

2）質問票およびインタビューの結果から見える課題（第三者機関からの改善提案）

①取締役会において、会社の中長期的な課題（「2030年のありたい姿」を含む中長期の事業の方向性、競争環境、人材、環境、社会への取り組みなど）について、より議論を深める。

②現在、そのような議論を行うために、フリーディスカッションの議論の機会を増やしつつある。今後も、そのような形式の議論を取締役会あるいはそれ以外で実施する。

3）上記課題への対応（取締役会における審議）

①「2030年のありたい姿」、今後のありたい姿を含めた中長期の事業の方向性については、計画策定前の編成方針を定めるタイミングで取締役会において審議していくことを確認しました。競争環境については、それぞれの事業本部から1年に1回の頻度で当社の立ち位置について、マーケティングの観点から報告することとしました。人材に関しては、人事制度を見直す機会に取締役会において審議していくことを確認しました。環境、社会への取り組みについては、CSR委員会での審議事項のなかから重要と思われる点について、適宜取締役会において議題としていくことが確認されました。

②上記の中長期的な課題については、基本的に取締役会において審議することを確認しましたが、テーマにより、取締役会以外でのフリーディスカッションの機会を設けることとなりました。

当社取締役会は、上記の審議を通して、会社の中長期的な課題（「2030年のありたい姿」、今後のありたい姿を含めた中長期の事業の方向性、競争環境、人材、環境・社会への取り組み）の各事項について今後継続的に取り組むことにより取締役会の実効性をさらに高めていきます。

政策保有株式について

当社は、事業戦略を進める上で、中長期的に事業基盤の強化につながると判断される場合、株式を政策的に保有することがあります。現状保有している政策保有株式については、毎年取締役会において、その保有目的や保有に伴う便益が資本コストに見合うものであるか等について検証を行っています。検証の結果、資本コストに見合わなくなった銘柄や、最近の事業の変化等によって事業関連性が希薄になってきたと判断される銘柄等、保有意義に乏しいと判断された銘柄については縮減を前提とした具体的検討を進めることとしています。また、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から当社株式の売却等の意向が示された場合は、売却に向けて真摯に対応しております。

政策保有株式の議決権行使については、発行会社の業績等の経営状況を踏まえた上で、各議案が発行会社の中長期的な企業価値向上につながるか、当社の企業価値にどのような影響を与えるか等を総合的に勘案し、各議案への賛否を判断します。なお、発行会社に重大な不祥事があった場合や一定期間連続で赤字である場合などには慎重な判断を行います。

買収防衛策

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものもあります。また、我が国の金融商品取引法上の公開買付規制は、原則として市場内取引には適用されないため、市場内で大量買付行為が行われる際に対象会社やその株主が買収の是非について検討するのに必要な情報や時間が必ずしも保障されているわけではありません。さらに、同公開買付規制は、部分公開買付けを容認するものであることなどから、強圧的買収などの濫用的な買収を必ずしも排除できるものでもありません。これらのことなどから、当社株式の大量買付が行われる際に、当社取締役会が、株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様が大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量買付を抑止すること等を可能とすることを目的として買収防衛策を導入しています。

詳しくは2019年2月14日、15日の当社ニュースリリースをご覧ください。

WEB https://www.smm.co.jp/news/release/uploaded_files/190214-2.pdf
https://www.smm.co.jp/news/release/uploaded_files/190215-4.pdf

税務ガバナンス

税務に関する基本方針と取り組み

制定・公表

当社グループは、製品、顧客、地域との関係等を総合的に調査・検討し、持続可能な形での事業展開を図っており、健全な企業活動を通じて税引後利益およびフリー・キャッシュ・フローの最大化、ひいては企業価値の最大化および長期ビジョンの実現に努めています。

その一環として、鉱山所在国や工場立地国、重要な顧客・市場の近隣地、進出先国との租税条約の締結状況など税務面も検討し、今後も国際的な税に関する基準等を遵守すること、および適切かつ公平な申告・納税義務の履行に努めることによって地域社会や進出先国との共存を図っていきます。

この考え方に基づき、当社は「住友金属鉱山グループ税務に関する基本方針」を策定し、取締役会の承認を受けて2021年4月1日に制定・公表しました。

税務に関する意思決定、取締役会による監督および監査役の役割

当社では執行役員が税務担当部門である経理部を所管し、担当者が行う税務に関する日常の職務執行を管理・監督しています。

また、社長・取締役会による以下の役割を通じて、税務ガバナンス体制の整備・運用に努めています。

- 当社は、当社グループとして適切な経理処理・業績報告等を行えるよう、決算業務に関する内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用しています。税務に関する事項もその中に含まれており、その有効性について、社内の監査部門が内部統制システム全体を評価し、その結果を社長に対して報告しています。
- 当社グループでは、申告・納税単位である各社の代表者が内容を確認した上で申告・納税しています。
  当社においては、社長が承認した上で、法人税など会社として申告・納税を行っています。また、税務調査を受けた場合は、経理部所管執行役員が調査の進捗状況を社長に報告しています。調査結果を受けて、税務当局との間の法令の解釈や見解の相違等に伴い追加納付や税額還付が生じた場合においても、社長の承認を受けて実務処理を行っています。
- 当社グループでは投資案件等の意思決定に際して、税務に関する論点やリスク評価も含めて検討を行っています。その中でも重要な案件については、取締役会に付議され承認を得ています。

監査役は、法人税など会社として税務申告・納税することを社長が承認した際の文書を閲覧し、当社において税務申告や納税が適切に管理されていることを確認しています。

税務に関するコンプライアンスへの取り組み

当社におけるコンプライアンスの推進体制や具体的な取り組みについてはP.104〜105をご参照ください。

当社グループにおける企業活動はコンプライアンスを基本としており、税務についてもその活動の一環として法令等の遵守を前提とした業務遂行や担当者への教育に取り組んでいます。

税に関する行政等への取り組みや情報収集

当社は日本鉱業協会※に加盟しその活動を通じて、行政機関に対して産業政策や税制改正等に関する照会や情報収集および意見表明等を行っています。

また、当社グループにおいて、法令の解釈や具体的な手続き等について課題が生じた場合、税務当局や社外専門家に対して事前照会や相談を行うことで、適切な税務の履行に努めています。

※ 別冊 ESGデータブック2021 P.21参照

住友金属鉱山グループ税務に関する基本方針

基本方針

住友金属鉱山は、事業活動にともなう税務に関する諸活動に際して、SMMグループ経営理念である「住友の事業精神に基づき、地球および社会との共存を図り、健全な企業活動を通じて社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業をめざします」に則り、ここに税務に関する基本方針を定める。

また、住友金属鉱山グループは、「コンプライアンス重視」、「企業価値最大化」および「適切・公正」を重視した取り組みをその従業者へ周知し、浸透させる。

1. 税務に関する内部統制

住友金属鉱山グループにおいて、税務に関して事業プロセスや個々の取引の検討および実行に従事するすべての者（執行役員を含む役員および期間雇用者・臨時的雇用者を含む社員）は、本基本方針を共有し、税務に関する透明性を確保する。

また、住友金属鉱山およびグループ各社は、各国・地域および事業プロセスごとに税務リスクを管理してグローバルに情報共有を行う体制を保つことにより、グループ全体および各社における税務課題の解決に努める。

2. 税法等のコンプライアンス

各国・地域で適用される税法および租税条約などの関連法令ならびにOECDなど国際機関等が公表している税に関する基準等を遵守して事業活動を行う。

3. 事業活動の一環

税務に関するリスクや税金費用は、事業プロセスやその活動にともなう個々の取引と密接に連動しており、すべての事業プロセスや個々の取引における税務上の検討や実行は、事業活動の一環としてこれを行う。

税務当局への事前確認や社外専門家への相談などを通じて、事業活動に関連して生じる二重課税等のグローバルな税務リスクの最小化に取り組むとともに、優遇税制の活用および税金費用や納税時期等の適正化に積極的・継続的に取り組むことで、税引後利益およびフリー・キャッシュ・フローの最大化、ひいては企業価値の最大化および長期ビジョンの実現に努める。

ただし、以下のような取引は行わない。

1) タックスヘイブンを利用するなど租税回避のみを企図する取引
2) 事業目的や経済実態と明らかに乖離する形で所得を移転することにより課税を回避する取引

4. 移転価格への対応

住友金属鉱山およびグループ会社間の国際取引は、その取引内容、業界慣行または機能・リスクの分析に基づいた方法に則って独立企業間価格を算定し、これを行う。その際、各取引における機能およびリスクの分析においては、OECDなど国際機関等が公表している税に関する基準等を遵守する。

住友金属鉱山グループが採用する主な独立企業間価格の算定方法

1) 業界慣行に依拠した適切なベンチマークに沿った市場価格に基づく方法
2) 機能およびリスクの分析を根拠としたその貢献度に応じた適切な利益配分に基づく方法

5. 適切かつ公正な税務

各国・地域で事業活動を行う際は、適用される税法等を遵守し、適切に納税義務を履行する。また、税務に関する透明性を高め、各国・地域の税務当局と建設的で公正な関係の構築に努める。

6. 税務に関する責任と体制

住友金属鉱山グループの税務は、当社経理部を所管する執行役員が統括し、経理部および各国・地域で事業を展開する各社や所管部門で税務に関わる社員を通じて、グローバルに税務リスクを管理するとともに、適切かつ公正な税務処理を実施する。

また、必要に応じて税務に関する専門知識を有する社員を配置し、税務に関する検討や事業プロセスおよび個々の取引の実行に携わる各社員に対しては、税務知識向上のための啓発および機会の提供を行う。

コンプライアンス

考え方

当社グループでは、「SMMグループ経営理念」および「SMMグループ行動基準」に基づき、コンプライアンスを重視した企業活動を行っています。行動基準に表されるように、当社グループにおけるコンプライアンスは、単に法令や定款、自らが定めたルールを遵守するだけに留まらず、社会の一員として求められる社会的・道義的な要請に対し、企業活動を通じて責任を果たしていくことを意味しています。当社では、この基本的な考え方に基づき、各種取り組みを継続しています。

取り組み

課題と改善に向けた取り組み

2020年度は、以下の全社コンプライアンス目標、重点取り組み事項を策定し、各部門においてこれらを受けた取り組みを推進しました。

目標

経営に深刻なダメージを与えるコンプライアンス違反 0件

重点取り組み事項

1. 過去に発生したコンプライアンス違反の再発防止
2. コンプライアンス違反発生時に適切に対応できる職場の構築

また、2020年度もコンプライアンス分科会を開催し、以下の事項を確認しました。

- 2020年度のコンプライアンス上の問題発生状況を確認した結果、環境・製品・サービス・マーケティング・税務に関すること、腐敗事例および独占禁止法も含めて、法令や規則に対する重大な違反はありませんでした。
- 2020年度全社コンプライアンス目標、重点取り組み事項に従い、各部門が策定した目標の達成に向け、それぞれ取り組みました。

さらに、2020年度は、当社グループの事業活動に伴う税務に関する諸活動について、「SMMグループ経営理念」に則り、健全な企業活動を通じた社会貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業を目指すため、「コンプライアンス」、「企業価値最大化」、および「適切・公正」を重視したグループ指針の策定に取り組みました。この基本方針は、2021年4月1日付けで「住友金属鉱山グループ税務に関する基本方針」として制定されています。(「住友金属鉱山グループ税務に関する基本方針」の詳細な内容はP.103に掲載しています。)

当社グループでは、重大な法令違反リスクに対応するため、以下の社内規程を制定し、法令違反防止を図っています。

- インサイダー取引防止および情報管理に関する規程
- 個人情報の保護に関する規程
- 輸出管理規程
- 贈賄防止規程
- 競争法遵守規程　など

輸出管理への取り組み

当社グループでは、輸出管理規程に基づき、輸出管理委員会を設置して、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令遵守のための取り組みを行っています。2020年度は、当社グループ各社において輸出関連業務に従事する従業員のべ243人を対象に、「輸出貿易管理」、「安全保障貿易管理」および「該非判定方法論」に関する研修を行い、法制度の説明や業務上の注意点等の周知を行いました。

腐敗防止への取り組み

当社グループでは、2017年4月に「贈賄防止に関する基本方針」および「贈賄防止規程」を策定しており、2019年4月には事前承認制度(国内外を問わず、一定の場合には、公務員等に便益を供与しようとする際は事前に権限者による承認を必要とする制度)の導入等の改訂を行いました。2020年度は、改訂により導入された事前承認制度について、2019年度中の当社グループ各社における実施状況を調査しました。調査の結果、法令上問題となる事案はなかったことを確認しました。

競争法遵守への取り組み

当社グループは2019年4月、「競争法遵守に関する基本方針」を制定し、それに基づき競争法遵守規程を定めるとともに、基本方針や規程の内容について、競争法遵守マニュアルを作成しています。2020年度は、2019年4月以降の各国の法改正や法執行の状況を踏まえ、新しい社内制度の導入検討等の新たな取り組みを開始しました。今後も、引き続き最新の状況を踏まえた対応を行っていきます。

情報提供制度

「SMMグループ行動基準」に照らし合わせて問題や疑問があり、上司に相談しても適切な対応がとられない場合などは、内部通報窓口である「SMMグループ相談窓口」(社内窓口:法務部長、安全環境部長または監査部長/社外窓口:弁護士)に対して直接、情報提供を行うことができます。情報源は秘密とされ、万が一、情報提供者に対し不利益となる対応が行われた場合は、それを行った者が処分される仕組みとなっています。

■ SMMグループ相談窓口相談件数(2020年度)

項目	件数
ハラスメントに関するもの	8
人事・労務・給与に関するもの	4
合計	12

すべての相談について適切な対応を行いました。

■ コンプライアンス教育受講者(2020年度)

研修名	属性	人数
2020年拠点長対象コンプライアンス研修 役員対象コンプライアンス研修 JCO資料館研修	役員	39
新入社員研修 キャリア採用者研修 昇格者研修(参事、E級、S級)	従業員	448

SMMグループ行動基準

住友金属鉱山グループの役員・社員は、グループ経営理念にしたがい、以下の行動基準を守ります。

1. コンプライアンス―法やルールの遵守
- 国内外の法・ルール・社会常識を守ります
- 法や社会常識に反することは、それが会社の利益になるように見えても、これを行いません

2. 人の尊重
- 多様性を受け入れ、人格・人権を尊重します
- 人権侵害や差別的行為およびこれらに加担する行為を行いません

3. 安全や健康の確保
- 人の生命身体に対する安全や健康を最優先します

4. 人材の育成
- 自己啓発に努めるとともに、部下、後輩を計画的に教育し、また業務を通じた様々な活躍の場を与えることで、後継者の育成に努めます

5. リスクマネジメント
- リスクを把握し、その発現を予防するとともに、顕在化した場合の影響を最小限度に抑えるように努めます

6. 積極進取の姿勢
- 時代の変化を先取りする技術やシステムを生み出していけるよう、積極進取の姿勢をもって仕事に取り組みます

7. チームワークの尊重、グッドコミュニケーション
- 組織間または社員間の協力によるチームワークを尊重します
- 報告、連絡、相談がタイムリーにでき、必要な情報が円滑に流れる、明朗・闊達な企業風土の醸成に努めます

8. 社会・地域との関係
- 社会の一員として、各自の考えに基づき、社会貢献活動に参加します
- 地域社会との共存共栄を図ります

9. 公私の区別
- 公私の区別を明確にし、良識に従った行動をします

10. 情報の収集・管理・活用
- 情報を迅速、適法かつ適切に収集するとともに、適正に管理し、効果的に活用します
- 業務上知り得た情報は、業務目的のみに使用し、第三者に漏洩しません

11. 知的財産権の取扱
- 知的財産権は、技術志向の当社グループを支える重要な財産であることを認識し、その創造に努めます
- 知的財産権は適切に保護し、また有効活用に努めます。同時に他人の知的財産権も尊重します

12. 品質保証
- 品質マネジメントシステムを継続的に改善し、顧客の満足を得られる商品やサービスを提供します
- 技術を磨き、顧客の安全と環境に配慮したものづくりを常にめざします

13. 営業・購買活動における姿勢
- 独占禁止法等の関係法令を遵守し、公正かつ自由な競争に基づいた営業・購買活動を行います

14. 接待・贈答に対する姿勢
- 接待・贈答は、適法かつ社会的に妥当な範囲で行い、受ける場合も同様とします
- 公務員等に対する贈賄を禁止する法令を遵守するとともに、政治および行政との健全かつ正常な関係を保ちます

15. 反社会的勢力との関係遮断
- 反社会的勢力を断固として排除し、一切関係を持ちません

16. 地球環境に対する配慮
- 気候変動および生物多様性に留意するとともに、地球規模となっている資源、エネルギー、環境問題の解決および改善に貢献できるよう行動します

17. 国際的な事業活動における姿勢
- 事業を展開する国や地域の人々との交流に努めるとともに、現地の文化および慣習のみならず、国際的な規範およびその精神を尊重した行動をします

リスクマネジメント

方針

当社グループは、企業価値の最大化を目的として、以下の6つの原則に従ってリスクマネジメント（RM）に取り組んでいます。

1. コンプライアンスが基本
2. リスクに直面する組織の長が責任者
3. リスクに対する認識をすべての関係者で共有
4. 日常業務へもRMSの考え方を取り入れる
5. リスクは顕在化するものと認識
6. 他のマネジメントシステムによるリスク対応と連動

体制

リスクマネジメント体制

社長が最高責任者として当社グループのRMを統括し、社長の年度方針の一つとしてRM年度方針を策定します。この方針に基づいて各拠点は年度のRM活動計画を策定し、RM活動を行い、その活動状況をRM内部監査やRM巡視などによってチェックしています。また、顕在化したときには甚大な被害が見込まれ、当社グループ全体でその対処に当たらなければならないようなリスク（SMMグループ重大リスク）に対しては、その被害や影響に適切に対処できるように全社的危機管理体制を構築し、訓練を重ねて、事態への対応力の強化に取り組んでいます。

これらの活動を当社グループ共通のRMシステム（RMS）として運用しています。

■ リスクマネジメントの目的実現のための6原則

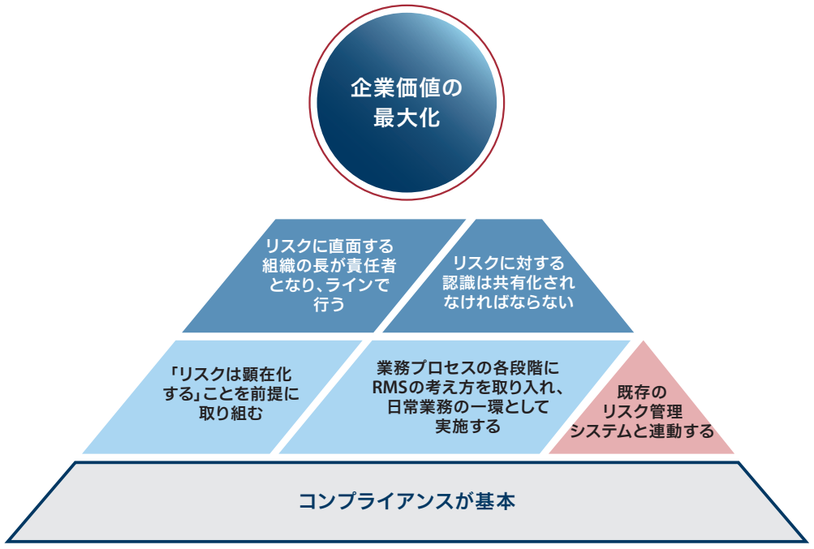

取り組み

各所固有のリスクと日常的なRM

日常的なRM活動として、社内外の状況等に基づき、普段の業務に潜在する固有のリスク（個別リスク）を把握・評価し対策を講じる取り組みがあります。その取り組みによって次ページに示すようなリスクを各所で把握し、現在のべ1,400件余をRMシステムに個別リスクとして登録しています。それらのリスクを把握したときの前提となる環境や条件、例えば事業環境、操業環境、人、装置、作業手順、品質基準などに変化や変更があったときは、登録した個別リスクの内容を見直し、あるいは新たなリスクとして登録することで、日常的なリスク低減活動に取り組んでいます。なお、毎年9月のリスク認識強化月間の期間中に、リスクの定期的な見直しも行っています。

2021年度方針とそれに基づくRM活動

2021年度のRM方針は、2019年度に定めた「事業計画の実行とその目標の達成を阻害するリスクを日常的に把握し対応する」を継続し、重点取り組みを「変化した外部状況を考慮して、計画とリスク対策を適切に見直しPDCAを回す（コロナ禍に伴う変化、脱炭素に向けた世の中の動き、激甚化する自然災害などの外部状況を考慮する）」こととしました。2020年度は、目標の達成を阻害するリスクとして特に、新型コロナウイルスへの感染拡大リスクに取り組みましたが、その感染症対策が長期化する中で、リモート対応を始めとして様々な変化が起こりました。加えて、脱炭素の動きが加速しているとともに風水害など自然災害の激甚化も進んでおり、そうした変化を起点とするリスクの顕在化を防ぐ、あるいは顕在化したときの影響・被害を最小化するために、変化点管理を適切に実行しなければなりません。これまでのやり方を適宜見直し、有効性を評価して、さらに必要な変更があれば加え、PDCAを回します。

感染症対策と並行して、コンプライアンス違反、環境事故、労働災害、品質問題などを起こさず、新事業・プロジェクトを成功へ導き、事業目標を達成できるようにトップの主導で取り組みを進めています。

その他のRM活動

地震、津波、浸水、液状化、土砂崩れ、噴火等の自然災害に対して、拠点ごとにハザードレベルに応じた対策を推進し、建物の耐震補強、護岸整備、排水処理能力の増強、貯水タンク増設、飲食物の備蓄・非常用備品の充実などに取り組んでいます。また、震災、火災、環境事故や海外におけるテロ・暴動・誘拐などを想定した訓練を実施し、資機材の操作不慣れ、ルールや手順の理解不足、またはマニュアルの不備などの課題や、対策本部メンバーの判断力向上にも取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、BCP（事業継続計画）の見直し、備蓄品の活用、海外駐在員と帯同家族への対応、出社制限や出張などの移動制限、会議、行事等の開催・参加延期措置、在宅勤務や外出自粛などの措置を実施しました。また、これまでの措置を振り返る訓練を実施し、各措置内容を検証した上で、マニュアルの改善などにより危機対応力の向上を図っています。

主に想定されるリスク

- 爆発・火災
- 環境汚染
- 自然災害
- 法令違反
- 品質不良
- 労働災害
- テロ/誘拐
- 感染拡大
- サプライチェーン途絶
- 情報漏洩
- 風評被害
- 知的財産権侵害
- その他　モラルの欠如に端を発する、不正経理、人権問題、背任行為等のリスク

情報セキュリティへの取り組み

当社においてITは経営基盤の一部であり、その脅威であるサイバーセキュリティリスクを経営リスクと捉え、上記リスクマネジメントでの取り組みに加えて、経済産業省 サイバーセキュリティ経営ガイドラインなどの指針に従い、以下のような対策を実施しています。

❶ サイバー空間からの脅威に対する防御

テレワーク・クラウド利用等の増加といった環境変化により、サイバーセキュリティの脅威が増加・増大しています。従来のセキュリティ対策から、利用環境を問わず社内外のシステムを安全に利用できる仕組み（ゼロトラストネットワーク）への移行に取り組んでいます。

❷ 個人情報の漏洩防止について

個人情報の保護に関する社内規程を定め、個人情報保護管理者を選任し、個人情報の漏洩防止に努めています。

❸ 顧客・第三者・社内の機密情報の漏洩防止について

電子ファイルの取り扱いについては、情報セキュリティ教育を実施するとともに、電子ファイルを保存するサーバーのアクセス権を厳密に管理し、漏洩を防止しています。また、特に重要な情報については、暗号化による保護に取り組んでいます。

品質保証

考え方

当社グループは、資源・製錬・材料の3事業連携によるビジネスモデルを確立・展開しており、これらの製品を継続的に改善することで、変化するお客様のニーズに応え、お客様に満足いただける品質の提供に努めています。

方針

お客様に満足いただける品質を提供するために、社長が「全社品質方針」を決定し、毎年「全社品質目標」を定めています。これに基づき、各事業部門は「部門ごとの品質目標」を定めて展開し、グループ全体が同じ方針に沿って品質保証活動を行っています。

全社品質方針

品質保証と管理の仕組みを継続的に改善し、お客様に満足いただける品質を提供する

1. 時代を先取りした品質を追究する
2. 法とルールを守り、安全と環境に配慮した物づくりをめざす

体制

社長を最高責任者とし、品質保証担当役員を定めて品質保証を推進しています。事業部門単位で品質保証体制を構築・運用するとともに、品質保証部が全社を統括管理し、当社グループ全体の横串機能を果たしています。

また、CSR委員会の下部組織である品質分科会において、品質保証活動を推進する重要な施策の審議のほか、部門ごとの目標達成状況およびクレーム削減を含む品質管理状況を共有して、品質マネジメントシステム（QMS）の改善につなげています。

取り組み

品質マネジメントシステムの有効性向上

当社グループでは、各事業部門・事業場でQMSを構築し運用しています。QMSが有効に運用されるために、QMSのあるべき姿をまとめた「SMM品質標準」を基準にした改善活動を実施しています。各事業場は、年度ごとに達成すべきSMM品質標準の目標を定めて改善活動に取り組み、内部品質監査、品質保証部による品質監査などで活動を評価しながら、年度末に品質レベルが目標を達成したかの自己評価を実施します。その結果を基に、次年度の目標を新たに設定して改善活動に取り組むことで、事業場のQMSの有効性を継続的に向上させています。

SMM品質標準も毎年改訂を繰り返し、当社グループが求めるQMSのあるべき姿も改善することで、お客様に満足いただける品質を提供し続けます。

内部品質監査の強化

SMM品質標準を基準にして、発見された問題から潜在化している仕組み上の課題を第三者的な視点で見つけ出し、トップに伝達される内部品質監査を実現する活動を実施しています。内部品質監査員を養成する研修を国内各地で開催し、これまでに約140名の内部監査員を養成しました。2020年度からは、養成した内部監査員による内部品質監査の有効性を実際の監査で確認し、内部品質監査員養成のPDCAを回しています。

全社品質教育の展開

SMM品質教育体系に基づき、新入社員から管理監督者まであらゆる階層に必要な品質の知識や管理能力を身に付ける教育を展開しています。2019年度から、品質の基礎的な知識を習得するため、全従業員を対象としたeラーニング「SMMヒンカク※」による教育を開始し、内容も改善しながら継続的に実施しています。

※1 モノづくりに必要な最低限の品質に関する知識や意識を学び、習熟度を格付けするテスト。

製品・サービスに関する情報開示

当社グループで扱っている製品は、そのほとんどが、お客様の製品を製造するための素材、あるいは材料として提供されています。製品を安全や環境面から適切に取り扱うための情報や、お客様がその最終製品を提供するために必要な情報は、過去および最新の情報や有する知見ならびに必要な調査に基づいて、基本的に契約時に授受される仕様書や、技術打ち合わせ、製品の検査成績表、SDS※1などを通じてお客様にお伝えしています。最終製品としてお客様に提供される製品は、安全性・環境対応性なども考慮した入念な製品設計に基づき、十分な試験と製造時の検査を経てお届けします※2。以上に用いられる情報は、マネジメントシステムの運用を通して、最新技術・最新法規・顧客要求に基づいて見直され、常に適切なものとしています。

※1 SDS（Safety Data Sheet 安全データシート）：化学品について、化学物質・製品名・供給者・危険有害性・安全上の予防措置・緊急時対応などに関する情報を記載する文書。

※2 銅・ニッケル・亜鉛のLCA（ライフサイクルアセスメント）については、金属別の協会を通じて調査しています。

お客様とのコミュニケーション

顧客満足度を向上させるため、起点となる顧客満足度の測定・評価方法を進化させ、お客様との的確かつ十分なコミュニケーションを図り、課題の正確な把握により実効性のある施策を講じています。また、当社グループではステークホルダーを意識した、品質の改善活動を通じて、製品の歩留まり向上による省資源化、省エネにも貢献しています。

課題と改善に向けた取り組み

お客様から信頼される品質は、従業員全員が目的および目指す方向を一致させ、目標達成のための活動に積極的に参加してこそ実現できるものです。そのためには外部、内部のコミュニケーションによって得られた事実に基づいてリスクと機会を明確にし、お客様の満足を得られるよう、SMM品質標準を基準にした改善活動を通じて、QMSの有効性を向上させていきます。

■ 当社グループ製品でラベリングによる開示が求められている情報と当該製品・サービスの割合

開示が求められている情報	当該製品・サービスの割合
製品およびサービスの部品が外注であるかどうか	法による規制、管理対象物質を含むものすべて 主要製品（素材・自主材料）は該当なし
内容物に、特に環境または社会に影響を及ぼす恐れのある物質があるかどうか	法による規制、管理対象物質を含むものすべて
製品およびサービスの安全な利用について	法による規制、管理対象物質を含むものすべて
製品の処分に際して、環境または社会への影響があるかどうか	法による規制、管理対象物質を含むものすべて

情報提供の方法

[仕様に関する情報提供]

お客様が要求する製品仕様は受注仕様書に明記して、お客様への情報提供を行っています。

[化学物質に関する情報の提供]

製品取り扱い上の安全衛生と化学物質規制への対応に関し、当社グループは製品に含まれる化学物質の情報をSDSなどによって提供しています。

[その他の対応]

当社グループでは各種潤滑剤の販売など一般消費者向けの事業も手がけています。この領域の製品・サービスに関する情報提供は該当する法規に則ってラベリングや正しいご理解をいただくための広告、ご説明を行っています。

社外取締役メッセージ

当社では、取締役8名のうち社外取締役3名を選任しています。今回、当社グループが長期ビジョン達成に向けて昨年策定した「2030年のありたい姿」の重要課題に対する会社としての取り組みや進捗、そしてその評価について、各社外取締役の専門的見識から語っていただきました。

出光興産株式会社社長、会長を歴任し、長く企業経営に携わり、資源事業に関する豊富な知識と経験を持つ。出光興産株式会社在任中は、国内市場が成熟する中、いち早く海外に目を向け、ベトナムの製油所事業への投資を決断するなど成長戦略を推し進めた実績がある。2016年より当社社外取締役。

長期ビジョン達成に向けて、ありたい姿と中期経営計画の有機的な連携が必要です。

当社の社会的使命は、非鉄金属資源の新たな確保と安定した供給を通じて、社会に貢献していくことにあると思います。

「2030年のありたい姿」は、策定を通じて、今後当社が取り組むべき社会的課題を整理し、共有するという点で大きな意味がありましたが、目指すところは、今後とも世界の非鉄金属事業のリーディングカンパニーとしてあり続けるというところにあると思います。

今、各企業はSDGsへの対応が強く求められていますが、当社の歴史を振り返りますと、事業を通じ、その時代その時代の社会的課題に取り組んできた、まさにSDGs実践の歴史だったように思います。

もちろん、気候変動問題のような新たな課題にも取り組んでいかなければなりませんが、当社の歴史に自信を持って、これまで通り進めていけば良いと思います。

2021年は次期中計を策定する年になりますが、長期ビジョンの実現に向けて、年度予算、中期経営計画、ありたい姿、を有機的に連携させ、PDCAを回すことにより、それぞれの計画を達成すべき目標として取り組んでいくことが大事だと思います。

当社は確固とした企業理念のもと、430年の歴史を重ねてきた、まさにサステナブルな会社です。

そのことは強みであると同時に、変わることよりもこれまでの考え方や進め方を大事にするという弱みにもつながります。

経営環境の変化に対応し、これまでとは異なった価値観や視点で議論をしていくことが、社外取締役に期待されている役割の一つだと考えています。

企業の基礎は人であり、人が育たなければ事業そのものが成り立ちません。今後は、女性の活躍にも非常に期待しています。今はまだ少ないですが、女性役職者の数もこれからは増えていくと思います。時間と投資が必要ですが、優秀な人材の確保と育成は急務だと思います。

1986年、弁護士登録。第一東京弁護士会所属。特に労使関係の法律実務に精通しており、コンプライアンスの観点から提言をいただいている。著書に『「問題社員」対応の法律実務』『均等法、育児・介護休業法、パート法の実務Q&A』などがある。2018年より当社社外取締役。

人材確保についてもチャレンジ精神を持ち、広く人材を求める必要があります。

当社は安全・衛生には以前より注力しており、労災事故はゼロにするという気持ちで取り組んでいますが、残念ながらいまだ実現できていません。近年は、研修はもちろん、設備の安全面強化やDXの活用で災害や事故を防ぐ取り組みを続けており、少しずつでも結果が出せるよう、人事・労務の問題に長く関わってきた経験を活かして助言に努めたいと思います。また、「従業員の安全・衛生」では身体面だけでなく、精神面の健康も重要ですが、従業員意識調査などの結果を見ると、当社の従業員のストレスは他社に比べると比較的少なく、健康衛生は良好に保てていると思います。

「多様な人材」「人材の育成と活躍」では、女性活躍推進が課題です。女性従業員を対象とした研修実施や数値目標の設定など、時間をかけて少しずつ様々な取り組みを進めているほか、介護や出産、配偶者の転勤への帯同などで退職した人の復職を認めるなど、意欲的な制度も定めています。しかしながら、当社は鉱山業に関わってきた歴史から女性採用のスタートが遅く、女性管理職の登用などはまだこれからという状況です。

次期中計の策定にあたり、私が最も重視する部分は人材の確保と育成です。B to B企業としてまずは知ってもらう努力をすること。そして、新卒採用にこだわらず、キャリア採用も含めて広く人材を求める必要があるとお話ししています。採用でも旧来のやり方にこだわらず、これからはもっとチャレンジ精神が必要です。18中計で掲げる「人材の確保・育成・活用」のなかで制度改革という面ではあまり進捗がなかったので、これも次期中計の課題になると思います。

当社の取締役会はモニタリング型というよりマネジメント型であり、社外取締役の役割としては、少数の立場であっても、社内とは異なる価値観の意見を提案することにあると考えています。今後も活発な議論により、取締役会の十分な機能を果たすために貢献したいと思います。

日本電気株式会社にて執行役員副社長等の職責を担い、会社経営およびデジタルビジネスに関する豊富な知識と経験を有する。デジタル分野に関する知見や、他業種との共創によるソリューション開発の経験を活かした提言が期待される。2020年より当社社外取締役。

社会課題の解決へ向けて、変化への対応力を磨き、お客様との共創が必要です。

「2030年のありたい姿」の重要課題の一つに、「ステークホルダーとの対話」がありますが、私はまず、当社ステークホルダーのお客様に着目したいと思います。デジタル化社会、脱炭素社会の到来で非鉄金属のニーズは高まっており、当社が社会に貢献できる機会は拡大しています。変化を機会と捉え、社会価値を実現するためには、当社の持つ強みを活かしお客様と共に価値創造する、すなわちお客様との共創が必要です。そのためには、変化に対応しお客様のためになることを自律的に考えて提案する姿勢が一層求められます。「サプライチェーンにおける人権」の取り組みでは、サプライヤーへの人権デューディリジェンスを実施してきましたが、より広範な社会課題への対応を明確にするためCSR調達方針を制定しました。鉱山開発では先住民や地域住民の理解を得るための活動にも真摯に取り組んでおり、「地域社会との共存共栄」を目指す姿勢を、高く評価しています。

現在、次期中計の策定中ですが、計画実現にはお客様との共創やDXの推進は必須だと考えています。当社は歴史と伝統に裏打ちされた非常に真面目で誠実な社風ですが、歴史の古さと安定性ゆえに、従業員が変化を捉え自律的に考え、スピーディに動く部分は今一歩だと感じます。変化への対応を加速させるためには、人事制度改革などで社内の流動性を高めることも重要で、それが企業風土の活性化につながります。その手段としてDXは有効です。DXを活用しながら働き方を変えたり、お客様との共創による事業モデルの変革など、若い人たちにモチベーション高く成長戦略を描いてほしいと思います。

当社の取締役会では取締役や監査役の方々も率直に自由闊達に意見を述べられ、公平性や透明性は担保されています。社外取締役の役割としては、モニタリングに加え経営陣と共に経営の結果に責任を持つことが求められます。戦略のPDCAにおいて、戦略立案のみならず、実行過程で見えてきた課題をタイムリーに議論することがより重要になると考えています。

役員一覧（2021年6月25日現在）

取締役

中里 佳明
代表取締役 会長
当社株式所有数 26,200株※

1953年生まれ
1976年 4月 当社入社
2005年 6月 当社執行役員
2006年 6月 当社取締役
2008年 6月 当社常務執行役員
機能性材料事業部長
2008年10月 半導体材料事業部長
2009年 6月 当社執行役員
機能性材料事業部長
2010年 6月 当社常務執行役員
2012年 6月 当社代表取締役
当社専務執行役員
2013年 6月 当社代表取締役社長
2018年 6月 当社代表取締役会長（現任）

野崎 明
代表取締役 社長
当社株式所有数 16,500株※

1960年生まれ
1984年 4月 当社入社
2013年 6月 当社執行役員
金属事業本部副本部長
2014年 6月 当社取締役
経営企画部長
2015年 6月 金属事業本部長
2016年 6月 当社常務執行役員
2018年 6月 当社代表取締役社長（現任）

松本 伸弘
取締役
常務執行役員 金属事業本部長
当社株式所有数 4,800株※

1963年生まれ
1987年 4月 当社入社
2008年 4月 金属事業本部ニッケル工場長
2013年 7月 金属事業本部事業室勤務
2014年 6月 金属事業本部事業室長
2016年 6月 当社執行役員
金属事業本部副本部長
2018年 6月 金属事業本部長（現任）
2019年 6月 当社取締役（現任）
2020年 6月 当社常務執行役員（現任）

肥後 亨
取締役
常務執行役員 経営企画部長
当社株式所有数 4,700株※

1961年生まれ
1986年 4月 当社入社
2010年 7月 金属事業本部
ニッケル営業・原料部長
2014年 7月 金属事業本部
銅・貴金属原料部長
2017年 6月 Sumitomo Metal Mining Philippine Holdings Corporation
Director 兼 President
2019年 6月 当社執行役員
金属事業本部副本部長
2020年 6月 当社取締役（現任）
経営企画部長（現任）
2021年 6月 当社常務執行役員（現任）

金山 貴博
取締役
常務執行役員 人事部長
当社株式所有数 2,800株※

1963年生まれ
1986年 4月 当社入社
2015年10月 人事部長
2017年 6月 当社執行役員
別子事業所長
2020年 6月 人事部長（現任）
2021年 6月 当社取締役（現任）
当社常務執行役員（現任）

中野 和久
社外取締役
当社株式所有数 2,500株※

1948年生まれ
1971年 4月 出光興産株式会社入社
2003年 4月 同社執行役員人事部長
2004年 6月 同社取締役
2005年 6月 同社常務取締役
2007年 6月 同社代表取締役副社長
2009年 6月 同社代表取締役社長
2013年 6月 同社代表取締役会長
2015年 6月 同社相談役
2016年 6月 当社取締役（現任）
2017年 6月 出光興産株式会社相談役退任

石井 妙子
社外取締役
当社株式所有数 0株※

1956年生まれ
1986年 4月 弁護士登録
和田良一法律事務所入所
1992年 3月 太田・石井法律事務所開設
2018年 6月 当社取締役（現任）

木下 学
社外取締役
当社株式所有数 0株※

1954年生まれ
1978年 4月 日本電気株式会社入社
2006年 4月 同社企業ソリューションビジネスユニット
流通・サービスソリューション事業本部長
2008年 4月 同社執行役員
2010年 4月 同社執行役員常務
2010年 6月 同社取締役
2016年 4月 同社執行役員副社長
2018年 4月 同社シニアオフィサー（現任）
2020年 6月 当社取締役（現任）

※ 当社株式所有数は、2021年5月31日時点の情報です。

監査役

中山 靖之
常任監査役（常勤）
当社株式所有数 4,100株※

1959年生まれ
1982年 4月 当社入社
2012年 4月 半導体材料事業部事業室長
2012年 7月 材料事業本部
材料第二事業部長
2014年10月 株式会社伸光製作所
代表取締役社長
2016年 6月 材料事業本部勤務
当社監査役（常勤）（現任）

吉田 亙
社外監査役
当社株式所有数 0株※

1952年生まれ
1975年 4月 日本輸出入銀行入行
2001年 4月 国際協力銀行企業金融部長
（旧日本輸出入銀行と旧海外経済協力基金が統合）
2002年11月 同行人事部長
2004年10月 同行アジア・太平洋州地域外事審議役
2007年 4月 同行理事
2008年 9月 同行理事退任
2009年 2月 丸紅株式会社顧問
2016年 2月 丸紅株式会社顧問退任
2016年 3月 新日鐵住金株式会社
（現日本製鉄株式会社）顧問
日本ウジミナス株式会社
代表取締役社長
2019年12月 日本製鉄株式会社顧問退任
日本ウジミナス株式会社
代表取締役社長退任
2020年 6月 当社監査役（現任）

今井 浩二
監査役（常勤）
当社株式所有数 1,200株※

1962年生まれ
1986年 4月 当社入社
2014年 6月 総務法務部長
2019年 4月 総務部長
法務部長
2021年 6月 当社監査役（常勤）（現任）

若松 昭司
社外監査役
当社株式所有数 0株※

1953年生まれ
1983年 9月 監査法人太田哲三事務所
（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1987年 3月 公認会計士登録
2003年 7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
代表社員
2006年 5月 同監査法人理事
2008年 8月 新日本有限責任監査法人
（現EY新日本有限責任監査法人）経営専務理事
2010年 8月 同監査法人シニアパートナー
2016年 6月 同監査法人退職
若松公認会計士事務所開設
2019年 9月 税理士登録
2021年 6月 当社監査役（現任）

執行役員

＊ 取締役を兼務

社長
＊ **野崎 明**

常務執行役員
水野 文雄
工務本部長
貝掛 敦
安全環境部長
品質保証部担当
＊ **松本 伸弘**
金属事業本部長
阿部 功
電池材料事業本部長
＊ **肥後 亨**
経営企画部長
法務部、監査部担当
＊ **金山 貴博**
人事部長
総務部、広報IR部、CSR部、人材開発部、大阪支社担当
佐藤 涼一
資源事業本部長

執行役員
滝澤 和紀
機能性材料事業本部長
吉田 浩
機能性材料事業本部副本部長
谷 勝
資源事業本部副本部長
大久保 仁史
工務本部副本部長
坂本 孝司
電池材料事業本部副本部長
小笠原 修一
技術本部長
大場 浩正
別子事業所長
田中 勝也
電池材料事業本部副本部長
竹林 優
金属事業本部副本部長
宮本 邦彦
経理部長
秘書室、資材部、情報システム部担当
岡本 秀征
技術本部副本部長